

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について  
藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部  
を次のように改正する。

別表第1 特別入院室料の項 2人室の項Bの項中

「

1日	2,400円	1日	3,600円
----	--------	----	--------

」を

「

1日	3,120円	1日	4,680円
----	--------	----	--------

」に改める。

別表第2 普通診断書の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表普通  
証明書の項中「1,500円」を「1,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市民病院診療費等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の特別入院室の利用に係る使用料について適用し、同日前の特別入院室の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市民病院診療費等に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に交付の申請がなされたものに係る文書の手数料について適用し、同日前に交付の申請がなされたものに係る文書の手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市民病院の特別入院室料及び普通診断書等の交付に係る手数料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。